

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案要綱

第一 麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職務及び職権の追加

一 司法警察員としての職務の追加

麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行うものとする。 (麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項関係)

二 廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権の追加

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができるものとする。 (薬事法第七十六条の九関係)

第二 指定薬物に係る監督の強化

一 収去の権限の追加

1 厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができるものとする。 (薬事法第七十六条の八関係)

2 1による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けること。

(薬事法第八十七条第九号関係)

## 二 立入検査等の要件の緩和

立入検査等の要件を緩和し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとする。 (薬事法第七十六条の八第一項関係)

## 第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)